

クラブ・サークル活動に関する補助金申請要項

補助金とは

京都芸術大学では、クラブ・サークルの活発な課外活動を支援する目的で、正会員(※1)のクラブ・サークルに対する補助金制度を設けています。補助金は部費を徴収した上で不足する分を補助するという考え方のもと、学生会費(※2)を資金元として各クラブへ給付しています。

※1 正会員とは、クラブ開設や継続に関する書類一式を大学に提出しており、開設歴が6ヶ月以上のクラブ・サークルのこと指します。開設歴が6ヶ月未満のクラブ・サークルは準会員として扱います。

※2 学生会費は大学が学生1人あたり年間5,000円を代行徴収しています。この学生会費の一部を資金として、クラブ・サークルへの補助金や、学園祭運営などを行っています。

① 補助対象について

補助の対象となる項目は下記の通りです。

	補助対象	補助金額
補助金	備品購入費	消耗品は半額を上限とする
	備品修理費	
	大会、イベント、展覧会等参加費	
	連盟加盟費	
	機材レンタル費・運搬費	
	医療品費	上限10,000円までとする※内服薬は不可
	施設使用料	半額を上限とする ※学内施設がやむを得ない理由で使用できないクラブに限る
	講師指導料	半額を上限とする
	ユニフォーム制作費	新入部員のみ半額を上限に補助とする。 ※クラブで初めてユニフォームを制作する場合、新入生以外も半額を上限に負担。
	合宿宿泊費	1名あたり2,000円/1泊
スポーツ保険	モデル派遣費(人体デッサン部対象)	全額補助 ※人体デッサン部の活動に必要不可欠であるため
	スポーツ保険加入費	全額補助

※補助金の対象にならないもの

- ・食費(お菓子代、弁当代、飲み物代、飲み会、懇親会飲食代等)
- ・サークルではなく個人に帰属するもの
- ・営利目的の活動に関する物品
- ・資産となるような高価な物品の購入費
- ・移動目的の交通費(電車代、バス代、タクシー代、ガソリン代、高速代、レンタカーレート等)
- ・通信費(切手・ハガキ代、宅配便)、郵送費
- ・涉外費
- ・接待費

② スポーツ保険の加入方法

大学公認の運動系クラブ・サークルには、事故による怪我や、他人に怪我をさせてしまったときの損害の補償をする『スポーツ安全保険』へ加入して頂きます。加入にかかる費用は補助対象として認められており、加入者名簿・領収書を大学へ提出後、クラブの口座へ返金を行います。

【手続きの流れ】

- ① サイト「スポ安ねっと」で加入手続きを行う。
- ② 指定の期日までに保険料を支払う。
- ③ 支払い後、保険料の「払込完了通知書」「団体員名簿」「請求書領収書」を印刷し、教学事務室 学生生活窓口まで提出する。
- ④ 後日、大学からクラブの口座へ保険料分の金額を振込。

③ 補助金給付までの流れ

補助金の給付を受けるためには以下の手続きが必要です。

○申請書類の提出

3月末～4月中旬に、新年度の補助金を申請する場合 … 補助金会計報告書、補助金予算要望書の提出。
正会員に昇格したばかりの年度途中に申請する場合(※) … 補助金予算要望書の提出。

※年度途中で正会員に昇格したクラブは、正会員になった月から3月までの月数×1万円を補助金として支給する。（ただし、年度途中で支給される補助金を使っての備品購入は不可とする）

提出先：教学事務室 学生生活窓口



○クラブ連盟役員・大学による書類確認

書類に不備等があれば、クラブ連盟又は大学からクラブ代表者へ連絡します。



○補助金額の決定・支給

大学に登録されたサークル名義の銀行口座へ補助金を振り込みます。サークル名義の銀行口座がないサークルは、サークル名義の口座を開設の上、銀行名や口座名義が分かる書類（通帳の口座名義掲載ページのコピー等）を提出してください。

④ 会計報告書の作成・提出

補助金を支給されたクラブ・サークルは、年度末に補助金の会計報告を行う必要があります。
決算報告に必要な書類は下記の通りです。提出時期はクラブ連盟あるいは大学の指示に従ってください。

- ・前年度部費会計報告書（領収書含む）
- ・部費通帳のコピー（3/31 付けの出納記録・残高が分かるもの）
- ・前年度補助金会計報告書（領収書含む）
- ・補助金通帳のコピー（3/31 付けの出納記録・残高が分かるもの）
- ・補助金予算要望書